利用者番号:_
利用団体名:_
(該当する方に○) 代表者 ・ 構成員 氏名: _

総合運動場における中学生の硬式ボールの使用にあたっての確認書

総合運動場野球場における小学生・中学生の硬式ボールの使用するにあたり、「総合運動場における中学生の硬式ボールの使用について」における利用条件を満たしており、内容を理解し遵守した上で施設を利用します。

利用条件	確認欄(該当する場	受付
	合は「✔」をつける)	処理欄
(1)世田谷区に拠点を置く団体であること。		
(2)安全管理の徹底のため、リトルシニアリーグ・ボーイズリーグ・		
ヤングリーグ等での指導経験のある指導者を配置すること。		
(3)公式・練習を問わず、試合を開催しないこと。		
(4)ノックは指導者が行うこと。		
(5)バッティング練習を行わないこと。ただし、ティーバッティン		
グ、トスバッティングは可能だが、1塁側では行わないこと(1塁側		
は東名高速道路があり、万が一ネットを越えた場合、大事故につな		
がる危険があるため)。また、ティーバッティングを行う場合は、集		
球ネットを利用し、飛び出し防止を図ること。ネットは利用者が持		
参すること。		
(6)ボールを場外に出さないこと。また、ボールが場外に飛び出す		
おそれがある場合は、練習を止め、指導者が注意するなど防止に		
努めること。(1塁側外側の東名高速道路において、不用意なボー		
ルで甚大な事故を生起させるおそれがある。また、散策やジョギン		
グなどの公園利用者に怪我をさせるおそれがある。)		
(7)ボールの場外飛び出しが発生した場合は、速やかにプレーを		
中止し、以下の通り対応すること。		
①管理事務所へ報告し、ボールの捜索を行うこと。		
②ボールによる被害や影響を受けた関係者に誠意をもっ		
て謝罪すること。		
③負傷者がいる場合は、管理事務所に報告すること。		
※被害者、負傷者の保護を第一として、施設管理者及び		
警察の立会いのもと被害状況を明らかにしたうえで、団		
体にて適切に対応すること。		
※車両等にボールが当たる場合もあるため、必ず物損確		
認も行うこと。		
(8)使用後は、グラウンド整備及び用具の整理整頓を行うこと。		
(9)団体向けスポーツ保険に加入していること。		
(10)その他、けやきネットの利用規約に従うこと。		